嘱託雇用契約書

　株式会社○○　(以下「甲」という。)と　○○　○○　(以下「乙」という。)は、次のとおり雇用契約を締結する。

第１条　　甲は、乙を嘱託として雇用し、乙は　○○○○　業務　に従事するものとする。

第２条　　前条の嘱託による雇用期間及び勤務時間、勤務日は次のとおりとする。

(１)　契約期間　　自　○　年　○　月　○　日　至 　○　年　○　月　○　日

(２)　勤務時間　　自 午前　○　時　○　分　至 午後　○　時　○　分

(３)　休憩時間　　○　分

(４)　勤務日　　月曜日、火曜日、水曜日

ただし、業務上必要のあるときは、上記時間または勤務日以外にさせることがある。

第３条　　乙の年次有給休暇は、本契約を締結前の残日数を継続使用できる。なお、嘱託雇用契約後の付与日には、勤務日数と勤続年数に応じた法定の比例付与日数を付与する。

第４条　　甲より乙に支払う給与等は次のとおりとする。

(１)　月給　　○○○　円

(２)　通勤交通費は、実費を支給する。

(３)　時間外勤務及び休日勤務に対する手当は、労働関係諸法令に定められた原則の基準により計算し支給する。

(４)　給与は、○日締め、当月○日に支給とする。ただし、当日が休日の場合は前営業日に支給する。

第５条　　退職金(功労金、慰労金)は支給しない。

第６条　　社会保険（健康保険・厚生年金）は加入しない。雇用保険はそのまま継続する。

第７条　　第２条の契約期間の満了日において、乙が引き続き勤務することを希望する場合は契約を更新する。ただし、乙が満65歳に達した日をもって雇用契約は終了する。

第８条　　前条にかかわらず、雇用契約満了日において、乙の勤務態度、会社業績等が就業規則第○条に規定する解雇事由に該当する場合は契約更新をしない。

第９条　　本嘱託期間内において故意または重大な過失によって甲に損害を与えた場合は、乙は賠償の責任を負う。

第10条　 乙は甲の指揮に従い誠実勤勉に勤務することを約し、本契約書で定められる以外の事項については、労働関係諸法令に従うものとする。

　この契約の成立を証するため本契約書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

　平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
甲　株式会社　○○

代表取締役　　○○ ○○　　　　　　印

乙　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印